

健康増進法施行令の一部を改正する政令案等について（概要）

1. 改正の趣旨

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第81号）等について、改正法で政省令に委任している事項の規定及びその他所要の改正等を行うもの。

2. 改正の内容

(1) 健康増進法施行令の一部を改正する政令案

① 特定施設の対象

改正法第2条による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号。以下「第2条新法」という。）第25条の5の規定に基づき原則敷地内禁煙となる第25条の4第4号イで規定する特定施設は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者である20歳未満の者、患者、妊婦が主たる利用者である以下の施設とする。

- ・ 学校教育法第1条に規定する学校（専ら大学院の用途に供する施設を除く。）その他20歳未満の者が主として利用する教育施設等
- ・ 医療法に規定する病院、診療所及び助産所
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局
- ・ 介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する難病相談支援センター
- ・ 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設
- ・ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援若しくは保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び病児保育事業の用に供する施設、児童福祉施設並びに無認可児童福祉施設
- ・ 母子保健法に規定する母子健康包括支援センター
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園
- ・ 法務省設置法に規定する少年院及び少年鑑別所

- ② その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令案
- ① 喫煙目的施設の要件
 - 改正法第3条による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号。以下「第3条新法」という。）第28条第7号に規定する喫煙を主目的とする施設の要件は以下のとおりとする。
 - i 公衆喫煙所
 - ・ 施設の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること
 - ii 喫煙を主目的とするバー、スナック等
 - ・ たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしていること
 - ・ 設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行うものであること
 - iii 店内で喫煙可能なたばこ販売店
 - ・ たばこ又は喫煙器具の販売（たばこについては、対面販売に限る。）をしていること
 - ・ 設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと
 - ② 帳簿を備えることを要する喫煙目的室設置施設
 - 第3条新法第35条第6項の規定に基づき、帳簿を備えることを要する喫煙目的室設置施設は、①のii又はiiiに掲げる要件に該当する施設とする。
 - ③ 望まない受動喫煙を防止するための措置に係る適用除外の場所
 - 第3条新法第40条第1項第3号の規定に基づき、屋内禁煙等の措置の適用除外となる場所は、以下のとおりとする。
 - ・ 旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶の客室（宿泊の用に供する個室に限る。）の場所
 - ・ 宿泊施設の客室（個室に限る。）の場所
 - ④ その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令案
- ① 特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するために必要な措置
 - i 第2条新法第25条の4第5号の規定により特定施設の屋外の場所のうち、喫煙をすることができる場所（以下「特定屋外喫煙場所」という。）に掲げることとされている標識は、標識に表示すべき事項を容易に識別できるようにするものとする。
 - ii 特定屋外喫煙場所で必要となる措置は、以下のとおりとする。
 - ア 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示する

こと

イ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること

※ 上記のほか、第2条新法第25条の4第5号の規定に基づき、喫煙をすることができる場所が区画されていることが必要

② 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

敷地内禁煙とされている施設以外の施設等の屋内又は内部に専ら喫煙をすることができる場所（第3条新法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室をいい、以下「喫煙専用室」という。）、喫煙をすることができる場所（同法第35条第3項第1号に規定する喫煙目的室又は改正法附則第2条第1項の規定により読み替えられた第3条新法第33条第3項第1号に規定する喫煙可能室をいい、以下それぞれ「喫煙目的室」又は「喫煙可能室」という。）又は指定たばこ（改正法附則第3条第1項に規定する「指定たばこ」をいう。以下同じ。）のみの喫煙をすることができる場所（改正法第3条第1項の規定により読み替えられた第3条新法第33条第3項第1号に規定する指定たばこ専用喫煙室をいい、以下「指定たばこ専用喫煙室」という。）を定めようとする場合における第3条新法第33条第1項、同法第35条第1項、改正法第2条第1項により読み替えられた第3条新法第33条第1項又は改正法第3条第1項により読み替えられた第3条新法第33条第1項に規定するたばこ（指定たばこ専用喫煙室においては、指定たばこ。）の煙の流出防止に係る技術的基準は以下のとおりとする。

- i 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ii たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- iii たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

※ 1 施設内が複数階に分かれている場合においては、上記基準に代えて、壁、天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能とする

※ 2 改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設（改正法の施行の際、現に存在している飲食店等をいう。以下同じ。）においては、店舗内の全体の場所を喫煙可能室とする場合の技術的基準は、壁、天井等によって区画されていることとする

※ 3 施行時点に既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合にあっては、たばこの流出防止にかかる技術的基準について一定の経過措置を設ける